

月額5000円で従業員の福利厚生を充実させる

弁護士法人 リブラ共同法律事務所

(札幌駅前本部)
 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階 ☎011・207・7311
 (新札幌駅前オフィス)
 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目新札幌センタービル5階 ☎011・802・4545
<https://hokkaido-libra.com/>



菅原 仁人

すがわら・まさと / 2002年中央大学法学部卒業。09年弁護士登録。札幌市内の法律事務所勤務後、13年に個人事務所を開業。19年法人化し、「リブラ共同法律事務所」を設立。



4人の弁護士が相談に応じる

札幌駅前と新札幌駅前に拠点を構える「リブラ共同法律事務所」。菅原仁人代表を中心に4人の弁護士が在籍し、民事・家事事件や企業向けのリーガルサービスを提供している。

今年8月から開始したのが弁護士による従業員支援プログラム（EAP）。離婚や相続、交通事故、借金問題といった従業員が抱えるプライベートの問題を弁護士に無料で相談できるように、生産性が向上する。会社側に従業員の情報が漏れる心配ありません。多重債務で横領してしまうといった犯罪行為の抑止にも効果的」と説明する。

費用は低廉で、従業員が50人以下なら月額5000円（100人以下1万円、200人以下2万円）。「従業員満足度の向上につながり、離職の防止や採用面でもPRできる。メリットは大きい」と語る。

法曹家によるEAPサービスの普及はこれからだが「今後はスタンダードになる」（菅原代表）と分析。いち早く導入することで、企業イメージの向上と競合他社との差別化が図れる。

るといふもので、福利厚生として導入する企業が増えている。菅原代表は「従業員の悩みを解決できれば、仕事にも身が入り、生産性が向上する。会社側に従業員の情報が漏れる心配ありません。多重債務で横領してしまうといった犯罪行為の抑止にも効果的」と説明する。